

消防機関による煙突の査察について

「消防機関による温風暖房機（FF式ペレットストーブ）の査察について」、「消防機関によるストーブ（ペレットストーブ）の査察について」、「消防機関によるボイラー（ペレットボイラー）の査察について」及び「消防機関による給湯湯沸設備（ペレット給湯機）の査察について」に記載する煙突に対する消防機関の査察は、次の項目について行われます。

1 位置

- (1) 煙突の屋上突出部は、屋根面から垂直距離を 60 cm以上であること。ただし、表 1 に該当する場合は、この限りではない。
- (2) 煙突の高さは、その先端から水平距離 1 m以内建築物の軒がある場合は、その軒から 60 cm以上高くなっていること。ただし、表 1 に該当する場合は、この限りでない。
- (3) 金属製の煙突は、木材その他の可燃材料から 15 cm以上離れていること。ただし、厚さ 10 cm以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分、及び表 2 に該当する煙突又はその部分については、この限りでない。

2 構造

- (1) 構造又は材料に応じ、支わく、支線、腕金具等で固定されていること。
- (2) 金属製の煙突は、小屋裏、床裏等にある部分を金属以外の不燃材料で防火上有効に被覆されていること。
- (3) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分は、めがね石をはめ込み、又は遮熱材料で有効に被覆されていること。ただし、表 2 に該当する煙突又はその部分については、この限りでない。
- (4) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等で接続している場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造であること。
- (5) 容易に清掃ができる構造であること。
- (6) 火粉を飛散する設備に付属するものは、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けていること。

表 1

- (1) 廃ガス等が火粉を含まず、かつ、廃ガス等の温度が 260 度以下であること。
- (2) 煙突が次の から までの一に該当するものであること。
 - 換気扇等を有する火を使用する設備に設けるものであること。
 - 換気扇等を有するものであること。
 - 直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガス等を直接屋外に排出することができる火を使用する設備に設けるものであること。
- (3) 木材その他の可燃材料が、次に掲げる位置にないこと。
 - 先端を下向きにした煙突にあっては、その排気のための開口部の各点からの水平距離が 15 cm以内で、かつ、垂直距離が上方 30 cm、下方 60 cm以内の位置

防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたって吹き出すものとした構造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が水平平面内にある煙にあっては、その排気のための各後部の各点からの水平距離が 30 cm以内で、かつ、垂直距離が上方 30 cm、下方 15 cm以内の距離

防風板等を設けて廃ガス等が煙突の全周にわたって吹き出すものとした構造で、かつ、廃ガス等の吹き出し方向が鉛直平面内にある煙にあっては、その排気のための各後部の各点からの水平距離が 15 cm以内で、かつ、垂直距離が上方 60 cm、下方 15 cm以内の距離

注：「廃ガス等」とは、廃ガスその他の生成物をいう。

「温度」とは、煙道接続口（火を使用する設備がバフラーを有する場合には、この直上部）における温度をいう。

「換気扇等」とは、換気上有効な換気扇その他これに類するものをいう。

表 2

(1) 廃ガス等が火粉を含まず、かつ、廃ガス等の温度が 260 度以下のものであること。

(2) 次の から までの一に該当するものであること。

煙突が木材その他の可燃材料から当該煙突の半径以上離して設けられている場合

煙道の外側に筒を設け、その筒の先端から煙道との間の空洞部に屋外の空気が有効に取り入れられるものとした構造の煙突で防火上支障がないもの

厚さが 2 cm以上の金属以外の不燃材料で有効に遮熱された煙突の部分

注：「廃ガス等」とは、廃ガスその他の生成物をいう。

「温度」とは、煙道接続口（火を使用する設備がバフラーを有する場合には、この直上部）における温度をいう。